

令和元年第2回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和元年5月8日 開会

令和元年5月8日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和元年第2回奈井江町議会臨時会

令和元年5月8日（水曜日）

午前9時58分開会

午前11時05分閉会

○議事日程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 選挙第1号 議長の選挙について
- 第 4 会期の決定について
- 第 5 選挙第2号 副議長の選挙について
- 第 6 議席の指定について
- 第 7 会議案第1号 議会運営委員の選任について
- 第 8 会議案第2号 常任委員の選任について
- 第 9 選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 第10 選挙第4号 奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第5号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 第12 選挙第6号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 第13 選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 第14 選挙第8号 空知中部広域連合議会議員の選挙について
- 第15 選挙第9号 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 第16 選挙第10号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 第17 選挙第11号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 第18 議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第19 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第20 調査第2号 広報常任委員会の調査の付託について

○出席議員（9人）

- | | | | |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 篠田茂美 | 2番 | 大関光敏 |
| 3番 | 竹森毅 | 4番 | 遠藤共子 |
| 5番 | 石川正人 | 6番 | 笹木利津子 |
| 7番 | 森山務 | 8番 | 大矢雅史 |
| 9番 | 森岡新二 | | |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	三本英司
副町	長	相澤公
教育	長	萬博文
会計管理者		小澤克則
まちづくり参事		碓井直樹
健康ふれあい参事		小澤敏博
くらしと財務課長		馬場和浩
まちなみ課長		大津一由
おもいやり課長		石塚俊也
ふるさと商工観光課長		横山誠
ふるさと農政課長		辻脇泰弘
町立国保病院事務長		杉野和博
教育委員会事務局長		松本正志
代表監査委員		中野浩二
農業委員会会長		千徳信行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本静
議会庶務係長	東藤美妃代

開会・挨拶

●事務局長

皆さん、おはようございます。

第2回臨時会、ご出席お疲れさまでございます。

開議に先立ちまして、一般選挙後、初議会でございますので、町長からご挨拶を頂戴したいと存じます。

町長よろしくお願い致します。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

令和元年第2回臨時会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、先の統一地方選挙において、ご当選され、本日ここに初議会にご出席を頂くことになりました。

皆様方のまちづくりに対する信念と行動力が、多くの町民の信望と期待を集めて、ご当選の栄を受けられたこと、まずは心から敬意を表するところであります。

さて、奈井江町は「まちづくり自治基本条例」を制定し、子供から高齢者まで、全ての町民がまちづくりに参加する理念を共有して参りました。

我々行政と議会は、この理念を受け止めながら、責任ある議論に努めていかなければなりません。

活気あるまちづくり推進のため、議員各位の深いご理解とご協力をお願い申し上げ、簡単ではありますが、一言、ご挨拶に代えさせていただきます。

まことに、おめでとうございます。

●事務局長

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長議員の森山議員を紹介致します。

森山議員、議長席にお着き下さい。

(年長議員 森山議員 着席)

●臨時議長

只今、紹介されました森山です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願い致します。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、令和元年奈井江町議会第2回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

(10時01分)

●臨時議長

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席の指定は、只今ご着席の議席とします。

日程第2 会議録署名議員の指名

(10時02分)

●臨時議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、臨時議長において、遠藤議員、石川議員を指名致します。

日程第3 選挙第1号の上程・選挙

●臨時議長

日程第3、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

●臨時議長

只今の出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名致します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、大関議員、篠田議員を指名致します。

投票用紙を配ります。

(事務局長 投票用紙 配布)

●臨時議長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なし)

●臨時議長

配布もれなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱 点検)

●臨時議長

異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

只今から、投票を行います。

点呼は、事務局長にさせます。

●事務局長

投票の順序を申し上げます。

1 番篠田議員、2 番大関議員、3 番竹森議員、4 番遠藤議員、5 番石川議員、6 番大矢議員、7 番森岡議員、8 番笹木議員、9 番森山議員。

以上でございます。

(投票)

●臨時議長

投票もれはありませんか。

(なし)

●臨時議長

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大関議員、篠田議員、開票の立会いをお願い致します。

(開票)

●臨時議長

開票の結果を、事務局長に報告させます。
事務局長。

●事務局長

開票の結果をご報告致します。
投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。
有効投票のうち、森岡議員6票、石川議員3票。
以上でございます。

●臨時議長

この選挙の法定得票数は3票です。
従って、森岡新二議員が、議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

●臨時議長

只今、議長に当選されました森岡議員が議場におられます。
会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

(告知)

●臨時議長

議長に当選されました森岡議員より、発言を求められておりますので、これを許します。

(森岡議員 登壇)

●森岡議員

議長就任にあたりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。
只今、議長に選任を頂き、誠にありがとうございます。
新たな元号であります、令和元年のスタートと共に、任期を頂いた奈井江町議会におきまして、議長に選任頂いたことは、本当に光栄なことであると共に、その責任の重大さに、身が引き締まる思いをしております。

私は現在の奈井江町の置かれている状況につきましては、私が議会へ出させて頂いて

いる16年間の中でも一番厳しい状況を迎えているのではと感じております。

前任期におきまして、何度も議会の中で申し上げてきたとおり、今年度は、第6期まちづくり計画前期5カ年実施計画の最終年度であると共に、財政推計を伴う後期5カ年の実施計画を策定しなければならない非常に重要な年度になります。

町の貴重な財源であります財政調整基金が当初計画より上回っているとはいえ、厳しくなってきた現状の中で、後期5カ年の実施計画は、これからの奈井江町にとりまして、とても重要な位置付けになると思っています。

後期計画の策定までには、議会で関与する機会も当然あると思っていますし、今任期の中では、町民生活に関わる重大な判断をしなければならない場面が必ずあると思っています。議会が果たす役割がとても重要な任期になると感じております。

結論を見出すまでには、今まで以上、執行機関に情報提供を求めることや、町民との情報共有、更には、広く意見を聞くことも、大切なことと、思っております。

これから公正公平な議会運営に努めることはもちろんであります。議会が住民代表の最終意思決定機関としての役割と責任を十二分に果たせるよう、誠心誠意務めさせて頂く所存でございますので、議員の皆さん、町長はじめ理事者、職員の皆様のご指導、ご協力を心よりお願いを申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを致します。

ありがとうございました。

●臨時議長

これで、臨時議長の職務は、全て終了致しました。

皆様のご協力に、心から感謝を申し上げます。

森岡議長、議長席にお着き願います。

しばらくの間、休憩致します。

(休憩) (議長席 交替)

日程第4 会期の決定

(10時15分)

●議長

会議を再開します。

日程第4、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
会期は、本日 1 日間と決定しました。

日程第 5 選挙第 2 号の上程・選挙

(10 時 15 分)

●議長

日程第 5、選挙第 2 号「副議長の選挙」を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

●議長

只今の出席議員数は 9 人です。
次に、立会人を指名致します。
会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に、大関議員、篠田議員を指名致します。
投票用紙を配ります。

(事務局長 投票用紙 配布)

●議長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なし)

●議長

配布もれなしと認めます。
投票箱の点検を行います。

(投票箱 点検)

●議長

異状なしと認めます。
念のため、申し上げます。
投票は単記無記名です。
投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
只今から、投票を行います。

点呼は、事務局長にさせます。

●事務局長

投票の順序を申し上げます。

1 番篠田議員、2 番大関議員、3 番竹森議員、4 番遠藤議員、5 番石川議員、6 番大矢議員、7 番森岡議員、8 番笹木議員、9 番森山議員。

以上でございます。

(投票)

●議長

投票もれはありませんか。

(なし)

●議長

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大関議員、篠田議員、開票の立会いをお願い致します。

(開票)

●議長

開票の結果を、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

開票の結果をご報告致します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち大矢議員9票。

以上でございます。

●議長

この選挙の法定得票数は3票です。

従って、大矢議員が、副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

●議長

只今、副議長に当選されました大矢議員が、議場におられます。
会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

(告知)

●議長

副議長に当選されました大矢議員より、発言を求められておりますので、これを許します。

(大矢議員 登壇)

●大矢議員

お許しを頂きましたので、一言ご挨拶申し上げます。

今ほど指名を頂きました。

投票の結果を真摯に受け止め、何分微力ではありますが、まだ力不足でありますけれども、奈井江町議会副議長の名を汚すことのないよう努めて参りますので、皆様のご協力を切にお願い申し上げます、甚だ簡単でありますけれども、就任のご挨拶と致します。

よろしくお願い致します。

日程第6 議席の指定

(10時24分)

●議長

日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

議席番号及び氏名を申し上げます。

1番篠田議員、2番大関議員、3番竹森議員、4番遠藤議員、5番石川議員、6番笹木議員、7番森山議員、8番大矢議員、9番森岡議員。

以上でございます。

●議長

只今、朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ只今指定の議席にお着き願います。

10時45分まで休憩と致します。

(休憩) (会議案等の議案配布)

日程第7・第8 会議案第1号・第2号の上程

(10時42分)

●議長

会議を再開します。

日程第7、会議案第1号「議会運営委員の選任について」

日程第8、会議案第2号「常任委員の選任について」を、一括して行います。

「議会運営委員の選任について」及び「常任委員の選任について」事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第1号「議会運営委員の選任について」

奈井江町議会委員会条例第7条の規定により、議会運営委員を次のとおり選任する。

令和元年5月8日提出、奈井江町議会議長。

記と致しまして、

委員、笹木利津子、大矢雅史、石川正人、篠田茂美。

会議案第2号「常任委員の選任について」

奈井江町議会委員会条例第7条の規定により、常任委員を次のとおり選任する。

令和元年5月8日提出、奈井江町議会議長。

記と致しまして、

まちづくり常任委員会、森岡新二、大矢雅史、森山務、笹木利津子、石川正人、遠藤共子、竹森毅、大関光敏、篠田茂美。

広報常任委員会、笹木利津子、遠藤共子、大関光敏、篠田茂美。

以上でございます。

●議長

おはかりします。

「議会運営委員の選任について」及び「常任委員の選任について」は、委員会条例第7条第1項の規定により、只今、朗読したとおり、各委員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

只今、指名したとおり、選任することに決定しました。

つきましては、只今、選任されました私のまちづくり常任委員を辞任したいと思いま
すので、議長席を副議長と交替します。

暫く休憩します。 (10時44分)

(休憩) (議長席を副議長と交替) (議長 退場)

●副議長 (10時44分)

会議を再開します。

議長のまちづくり常任委員の辞任についてを議題とします。

只今、まちづくり常任委員に選任されました議長から、まちづくり常任委員を辞任し
たい旨の申し出があります。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際
における採決権など、議長固有の権限を考慮する時、一箇の委員会に委員として所属す
ることは適当でなく、また行政実例でも議長については、辞任を認めているところでも
ありますので、まちづくり常任委員を辞任したいとするものです。

まちづくり常任委員の辞任について、許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●副議長

異議なしと認めます。

議長のまちづくり常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

議長席の交替をします。

暫く休憩します。 (10時45分)

(休憩) (議長席 交替) (議長 入場)

●議長 (10時46分)

会議を再開します。

この際、暫く休憩します。

休憩中に、議会運営委員会及び各常任委員会を開催し、議会運営委員長、副委員長、
及び、各常任委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩します。 (10時46分)

(休憩)

●議長 (10時50分)

会議を再開します。

諸般の報告を行います。

休憩中に、議会運営委員会及び各常任委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、事務局長に報告させます。
事務局長。

●事務局長

議会運営委員会の正副委員長をご報告致します。
議会運営委員会、委員長、笹木議員、副委員長、篠田議員。
続いて、各常任委員会の正副委員長をご報告致します。
まちづくり常任委員会、委員長、大関議員、副委員長、篠田議員。
広報常任委員会、委員長、遠藤議員、副委員長、笹木議員。
以上でございます。

●議長

(10時51分)

諸般の報告を終わります。
暫時休憩致します。

(休憩) (議案配布)

日程第9から日程第17まで一括選挙

(10時56分)

●議長

会議を再開します。

日程第9、選挙第3号「中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について」

日程第10、選挙第4号「奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙について」

日程第11、選挙第5号「砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について」

日程第12、選挙第6号「砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について」

日程第13、選挙第7号「石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について」

日程第14、選挙第8号「空知中部広域連合議会議員の選挙について」

日程第15、選挙第9号「空知教育センター組合議会議員の選挙について」

日程第16、選挙第10号「中空知広域水道企業団議会議員の選挙について」

日程第17、選挙第11号「中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について」

以上、一括して選挙を行います。

おはかりします。

日程第9、選挙第3号から、日程第17、選挙第11号まで、9つの選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

朗読致します。

中空知広域市町村圏組合議会議員、大矢議員。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員、森山議員、遠藤議員、大関議員。

砂川地区広域消防組合議会議員、石川議員。

砂川地区保健衛生組合議会議員、石川議員。

石狩川流域下水道組合議会議員、森岡議員。

空知中部広域連合議会議員、森岡議員、竹森議員。

空知教育センター組合議会議員、笹木議員。

中空知広域水道企業団議会議員、森岡議員、大矢議員。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員、森岡議員。

以上でございます。

●議長

おはかりします。

只今、議長が指名した方々を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

只今、議長が指名した方々が当選されました。

只今、当選された方々が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

(告知)

日程第 18 議案第 1 号の上程・質疑・討論

(11時00分)

●議長

日程第 18、議案第 1 号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

竹森議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象になりますので、退席を求めます。

暫時休憩します。

(休憩) (竹森議員 退場)

●議長

会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書 1 頁をお開き下さい。

議案第 1 号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」

地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、竹森 毅氏を監査委員に選任に致したく、町議会の同意を求めるものであります。

令和元年 5 月 8 日提出、奈井江町長。

竹森氏の経歴につきましては、次頁以降に記載しておりますので、後程ご覧頂きたいと思えます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

(休憩) (竹森議員 入場)

日程第19 調査第1号の上程・付託

(11時03分)

●議長

会議を再開します。

日程第19、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第20 調査第2号の上程・付託

(11時04分)

●議長

日程第20、調査第2号「広報常任委員会の調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。
令和元年奈井江町議会第2回臨時会を閉会とします。
大変、お疲れさまでした。